

栄ぐるりんバスの広告に関する取り決め（改正案）

1 広告の範囲、掲載基準等

栄ぐるりんバスにかかる広告の範囲、規制業種・事業者及び掲載基準については、この取り決めで定めるもののほか、大竹市広告掲載要綱（平成19年11月30日制定）及び大竹市広告掲載基準（平成19年11月30日制定）の規定を準用する。

2 広告の種類

栄ぐるりんバスにかかる広告の種類は、次に掲げるものとする。

- (1) バスの車内に掲示する広告（以下「車内広告」という。）
- (2) バスの車体に掲示する広告（以下「車外広告」という。）
- (3) 栄ぐるりんバスの停留所標識に掲示する広告（以下「停留所標識広告」という。）

3 広告掲載希望者の義務

- (1) 広告の掲載を希望する者（以下「広告主」という。）は、次に掲げる事項を順守しなければならない。
 - ア 広告の内容等に瑕疵、虚偽、誤記等がないこと。
 - イ 広告の内容等が第三者の権利を侵害するものでないこと。
 - ウ 広告に関する財産権について、その権利処理が完了していること。
- (2) 広告主は、上記に掲げる事項に対し、第三者からの苦情、被害救済、損害賠償の請求等の問題が生じたときは、自らの責任でこれらを解決しなければならない。

4 広告主の責任

- (1) 広告の掲載が決定した広告主は、広告の内容及び掲載に関する一切の責任を負うものとする。
- (2) 車内広告及び車外広告を掲載しようとするときは、バス事業者と広告掲載に関する契約を締結するものとする。
- (3) 停留所標識広告を掲載しようとするときは、大竹市地域公共交通活性化協議会（以下「協議会」という。）と広告掲載に関する契約を締結するものとする。
- (4) 停留所標識広告は、広告主が掲載及び撤去作業を行うものとする。なお、掲載及び撤去作業は、掲載期間中に行うものとする。

5 大竹市地域公共交通活性化協議会の役割

栄ぐるりんバスの車内、車外及び停留所標識の広告掲載にあたり、協議会は次に掲げる役割を担うものとする。

- (1) 広告主からの広告掲載申込書を広告の掲載を希望する月の3か月前から先着順で受け付けること。
- (2) 広告主が予定している広告案（デザインや文字等を含む）について、本取り決め「1 広告の範囲、掲載基準等」を順守しているかどうか、協議会会長が指名する委員からなる「審査会」を開き審査すること。なお、協議会事務局（大竹市役所市民生活部自治振興課内）は、審査にあたり必要と認めるときは、広告主に対して、広告内容等について修正の指示ができるものとする。
- (3) 協議会会長は、審査会の意見を聴いたうえで、広告掲載の申し込みに対する許可又は不許可を決定し、広告主に通知すること。なお、許可する場合は、バス事業者にもその旨を通知し、契約の準備を指示すること。
- (4) バス事業者から広告の汚損、破損等又は予備の広告がなくなった旨の連絡を受けたときは、広告主に対して必要な依頼を行うこと。
- (5) 広告掲載状況表を作成し、公平かつ効率よく広告掲載枠を活用するよう努めること。

6 バス事業者の義務

栄ぐるりんバスの車内及び車外への広告掲載にあたり、バス事業者は次に掲げる事項を順守しなければならない。

- (1) 広告主との契約書類を確実に保存し、契約期間について留意すること。
- (2) 広告掲載期間の初日の運行前までに栄ぐるりんバスの車内及び車外に広告を掲載し、最終日の運行後に広告を撤去すること。
- (3) 広告が汚損、破損等していないか定期的に点検すること。
- (4) 広告の汚損等や広告掲載期間満了に係ることについてすみやかに、協議会事務局に連絡すること。

7 広告掲載の申し込み

- (1) 広告主は、広告掲載申込書に広告案を添えて、広告掲載を希望する月の3か月前から前月の10日までの間に協議会事務局へ提出すること。
- (2) 広告主は、広告案について協議会事務局から修正の指示があったときは、協議会事務局が指定する期日までに修正した広告案を提出すること。
- (3) 広告主は、広告掲載についての審査を経て、許可の通知を受けた後、バス事業者と契約を結ぶこと。
- (4) 契約にあたり、広告主は、協議会事務局が指定する部数の広告をバス事業者に提出すること。

8 掲載期間

- (1) 広告の掲載期間は別表1のとおりとする。ただし、やむを得ない場合は、この限りでない。
- (2) 1か月とは、各月の1日から末日までとする。ただし、やむを得ない場合は、月の途中から又は月の途中まで広告を掲載することができるものとする。
- (3) 広告の掲載期間の終期は、原則として広告の掲載を開始した日の属する年度の末日を超えることができないものとする。
- (4) 広告の掲載期間の満了後も引き続き広告の掲載を希望するときは、改めて本取り決め「7. 広告掲載の申し込み」に基づき広告掲載申込書を提出するものとする。
- (5) 次の場合は、広告を掲載しないものとする。
 - ア 広告主が、指定する期日までに広告料金を納付しなかったとき。
 - イ 広告主が、指定する期日までに広告を提出しなかったとき。
 - ウ 広告主から、広告掲載の取り下げの申出があったとき。
- (6) 次の場合は、掲載期間が満了する前に広告を撤去するものとする。
 - ア 広告主が、本取り決めに違反したとき。
 - イ 広告主から、広告掲載の取り下げの申出があったとき。
 - ウ 広告主が、倒産、解散等により消滅したとき。
 - エ その他、協議会会長が広告を掲載することが不相当と認めたとき。

9 広告枠の位置、大きさ、広告料金等

- (1) 各広告枠の位置、大きさ及び料金は、別紙1、別紙2及び別紙3のとおりとする。ただし、料金は、各料金に消費税率を乗じて得た額とする。
- (2) 広告の大きさは、その広告枠内に収まるものであればよいが、広告枠内には1つの広告しか掲載できないものとする。
- (3) 広告料金は、当該広告の掲載を始めようとする日の1日前までに先払いするものとする。
- (4) 広告を掲載する位置は、広告掲載の申し込み時に広告主が指定するものとする。
- (5) 月の途中から又は月の途中まで広告を掲載する場合は、その月の広告料金は1か月分とする。
- (6) 同一の広告主が広告を掲載できるのは、車内広告は5区画まで、車外広告は3区画まで、停留所標識は3区画までとする。

10 大竹市の広告

- (1) 大竹市の広告は、無料で掲載することができるものとする。
- (2) 広告掲載の申し込みの手続きは、本取り決めの規定によるものとする。

11 広告の作成及び経費負担

広告は、協議会が指定する仕様に基づき、広告主の責任において作成するものとし、その費用は広告主がすべて負担するものとする。

12 広告の掲載及び撤去

- (1) 車内広告及び車外広告の掲載及び撤去作業については、バス事業者が行うものとする。なお、撤去した広告はバス事業者において処分するものとし、広告主へは返還しない。
- (2) 停留所標識広告の掲載及び撤去作業は、広告主が行うものとする。

13 留意事項

- (1) 栄ぐるりんバスが修理や点検等により代替車両で運行する場合、代替車両には広告を掲載しないものとする。
- (2) 予備の広告が不足する場合は、バス事業者からの連絡により、協議会事務局から広告主に対して、追加で広告を提出するよう依頼することがある。

14 広告料の還付

既納の広告料は還付しない。ただし、広告主の責めに帰さない事由により広告の掲載ができなくなったときは、この限りではない。

この取り決めは、平成25年9月10日より施行する。

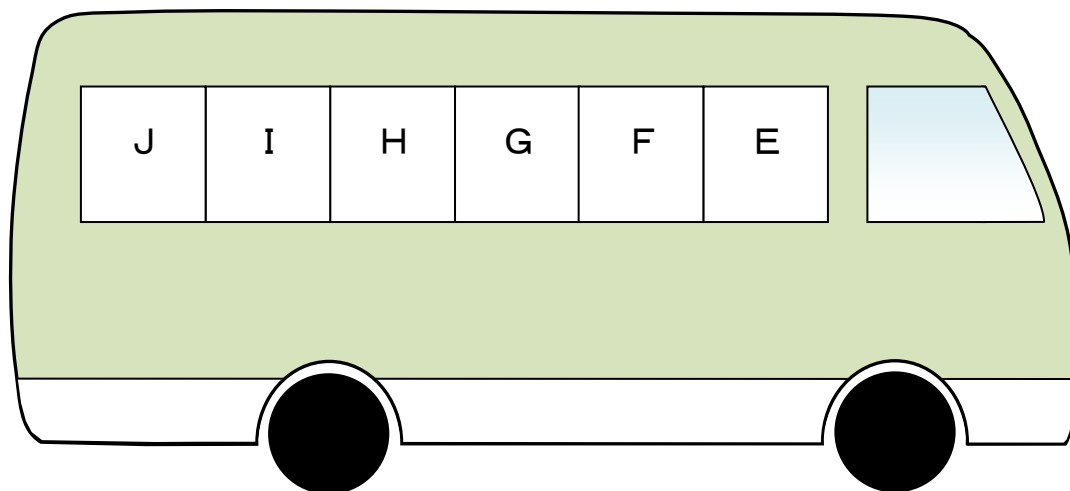
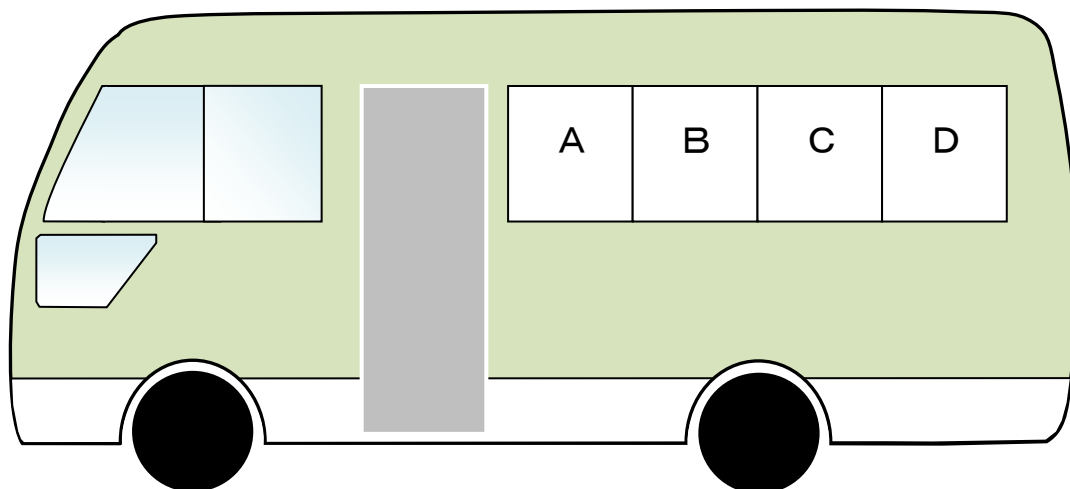
この取り決めは、平成28年1月1日より施行する。

別表1 (掲載期間)

区分	最低期間	最長期間	備考
車内広告	1か月	6か月	掲載期間内の広告内容の変更は可能
車外広告	6か月	1年	
停留所標識広告	1年	1年	

別紙1 (車内広告)

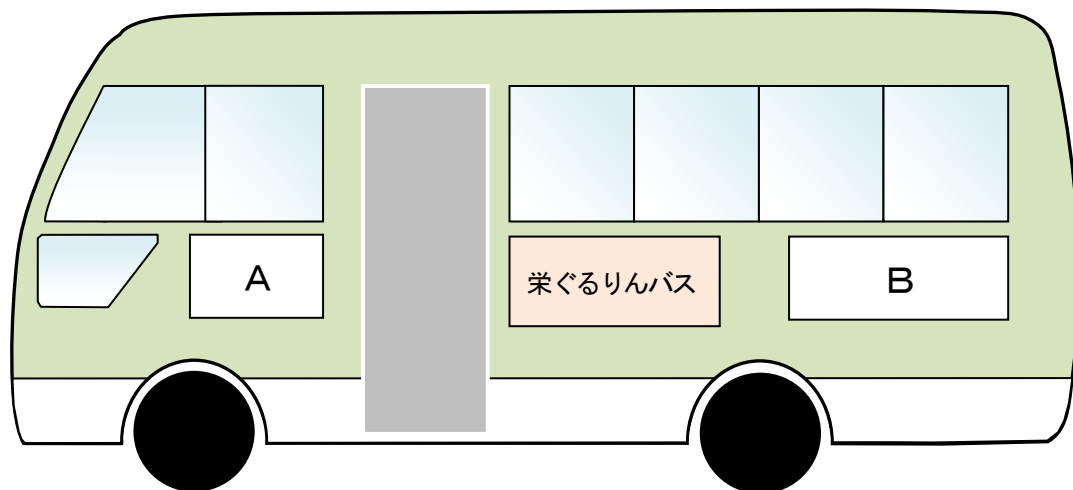
(1) 側窓広告の掲示



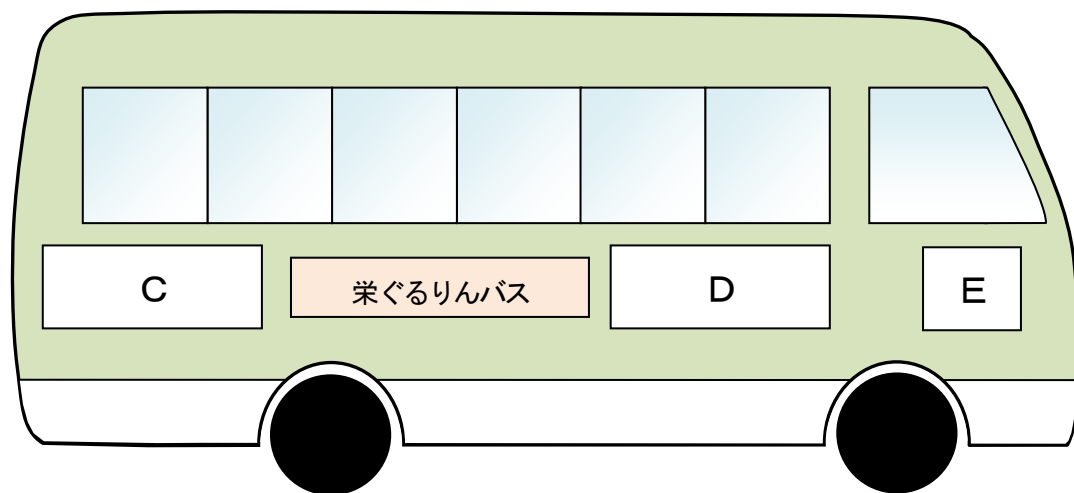
区画	サイズ	料金 (1か月)	備考
A~J	20cm× 60cm 以内	100 円	ステッカー又は 100k 以上の紙を使用すること。 窓の上部に掲載する。

別紙2 (車外広告)

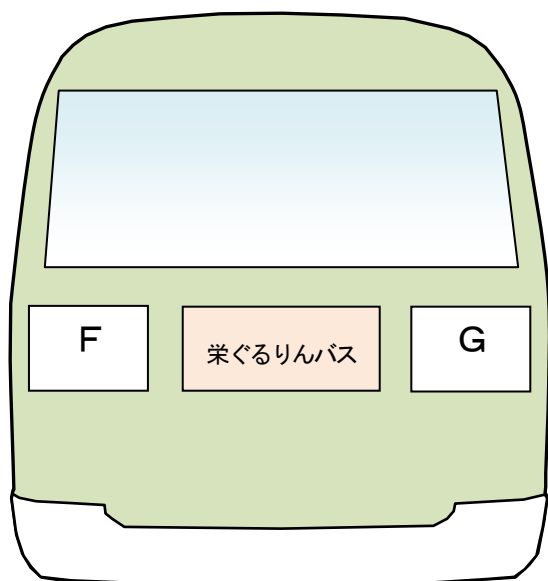
(1) 車体左側



(2) 車体右側



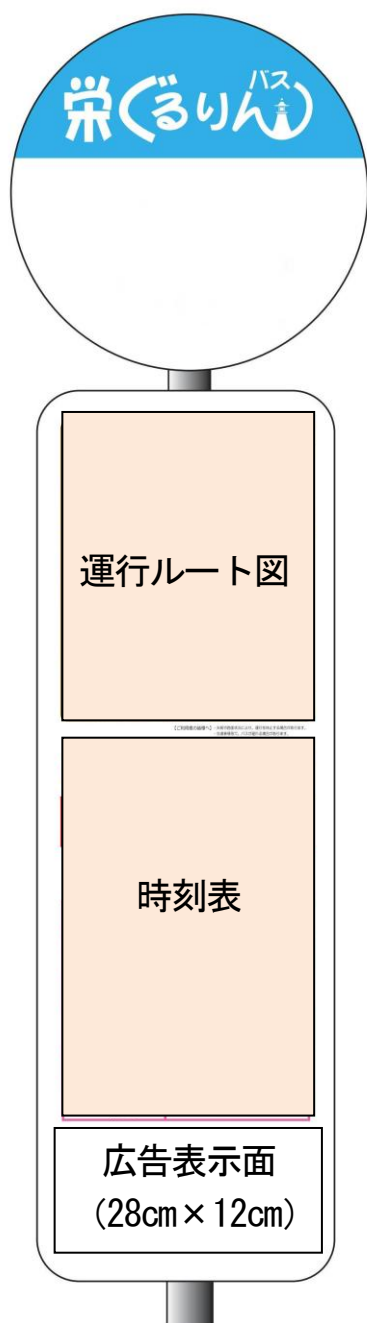
(3) 車体後方



区画	大きさ	料金 (1か月)
A	40cm × 80cm 以内	1,500 円
B	40cm × 150cm 以内	2,000 円
C	40cm × 150cm 以内	2,000 円
D	40cm × 150cm 以内	2,000 円
E	40cm × 50cm 以内	1,000 円
F	30cm × 40cm 以内	500 円
G	30cm × 40cm 以内	500 円

別紙3 (停留所標識広告)

サイズ	台数	料金 (1か月)
28cm × 12cm	47台	1台につき100円



No.	バス停	ルート
1	大竹駅	共通
2	みどり橋	往路
3	みどり橋	復路
4	みどり橋東詰	青ルート
5	みどり橋東詰	赤ルート
6	立戸4丁目	青ルート
7	立戸4丁目	赤ルート
8	丸小山	青ルート
9	丸小山	赤ルート
10	しまむら前	青ルート
11	しまむら前	赤ルート
12	ゆめ마트前	往路
13	ゆめ마트前	復路
14	沖商店前	青ルート
15	沖商店前	赤ルート
16	小島ポンプ場	青ルート
17	小島ポンプ場	赤ルート
18	小島クラブ	青ルート
19	小島クラブ	赤ルート
20	南栄3号公園	青ルート
21	南栄3号公園	赤ルート
22	安村鉄工所	青ルート
23	安村鉄工所	赤ルート
24	南栄3丁目	青ルート
25	南栄3丁目	赤ルート
26	南栄2丁目	青ルート
27	南栄2丁目	赤ルート
28	村井内科前	青ルート
29	村井内科前	赤ルート
30	四国銀行前	青ルート
31	四国銀行前	赤ルート
32	松前内科前	青ルート
33	松前内科前	赤ルート
34	津村眼科前	青ルート
35	津村眼科前	赤ルート
36	魚池(コミサロ栄町)	青ルート
37	魚池(コミサロ栄町)	赤ルート
38	栄公民館前	青ルート
39	栄公民館前	赤ルート
40	読売新聞前	青ルート
41	読売新聞前	赤ルート
42	西栄3丁目	青ルート
43	西栄3丁目	赤ルート
44	さかえ保育所横	青ルート
45	さかえ保育所横	赤ルート
46	西栄2丁目	青ルート
47	西栄2丁目	赤ルート